

袖ヶ浦市剪定枝粉碎機貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、家庭や事業所から排出される植木等の枝や草（以下「剪定枝等」という。）を利用して堆肥やウッドチップ等を作ろうとする者に剪定枝粉碎機（以下「粉碎機」という。）を貸出し、市内から排出される剪定枝等の減量化を図り、堆肥等として再利用することにより、袖ヶ浦市民のごみに対する認識の高揚と有効利用の促進に寄与することを目的とする。

(粉碎機の使用・貸出し)

第2条 粉碎機の使用及び借用したい者は、あらかじめ借用申請書（様式－1）により申請するものとし、下記の条件及び注意事項を遵守する者に貸出しする。

- (1) 袖ヶ浦市内に住所を有する個人及び事業所等で、市内で発生する剪定枝等に限る。
- (2) 粉碎後の剪定枝等については、市内ごみステーション及び袖ヶ浦市クリーンセンターへ排出してはならない
- (3) 貸出期間は1週間を限度とする
- (4) 粉碎機の操作については使用上の注意を遵守し、安全に十分注意すること
- (5) 粉碎機の使用にあたっては、ゴーグル・手袋・保護服等を着用するなど安全に努めること
- (6) 使用中機械に異常を感じたら、直ちに使用を中止して廃棄物対策課まで連絡すること
- (7) 粉碎機は使用後手入れをし、借用期限内に返却すること

(粉碎機の使用・貸出の中止)

第3条 次の各号に該当する者については、当該粉碎機を貸出し中であっても貸出を中止する。

- (1) 当該粉碎機を又貸しした場合
- (2) 当該粉碎機を使用して処理請負等の事業を行った場合
- (3) 当該粉碎機の処理能力を超えて使用して破損した場合
(この場合にあっては、修繕等に掛かった費用は全て借受者で支払うこととする)
- (4) 粉碎後の剪定枝等を違法に投棄した場合
(事故等について)

第4条 当該粉碎機を使用中に事故が発生した場合については、借受者において一切の責任を負うものとし、速やかに廃棄物対策課に連絡すること。

(結果報告)

第5条 作業終了後は、実績報告書（様式－2）を市へ報告すること。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、環境経済部長が別に定める。

附 則

この要領は平成19年 6月 1日から実施する。